

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 256 「サステナビリティ開示—金融審議会 DWG 報告の提言について」

金融庁は、2022年6月13日に金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（以下、「DWG」）報告を公表しました。

前回の DWG 報告（2018年6月公表）による提言を受け、企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され（2019年1月公布）、有価証券報告書の経営方針・経営戦略等やコーポレートガバナンスに関する記載などが2019年3月期、2020年3月期と段階的に拡充されてきたところですが、本 DWG 報告は、サステナビリティに関する企業の取組みやコーポレートガバナンスに関する開示、四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング及びその他の開示に係る個別課題について提言しています。

本稿では、本 DWG 報告のなかで最もページが割かれているサステナビリティに関する企業の取組みの開示について要約して説明します。

現在、サステナビリティの概念は様々な主体が独自に説明しているところですが、代表的な開示項目としては気候変動対応であり、本 DWG 報告はこのほかに人的資本、多様性に関する開示について、また、その前段として、サステナビリティ全般に関する開示について提言しています。

なお、開示に関する留意事項など、文字数の制限により割愛している箇所もあるため、詳細は本 DWG 報告をご覧ください。

### 1. サステナビリティ全般に関する開示

サステナビリティ開示を巡る状況として、政府として2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し（2020年10月）、サステナビリティに関する取組みに対する投資家の関心が世界的に高まっていることと同時に、次のようなサステナビリティ開示の基準策定やその活用の動きが急速に進んでいることを指摘しています。

・気候変動分野では、金融安定理事会に設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のフレームワークの活用が進んでいる。日本の TCFD の賛同機関数は世界の800機関となっている（本年4月15日時点）。

・サステナビリティ開示全般として、IFRS 財団傘下に設立された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は本年 3 月、サステナビリティ開示基準（全般的な要求事項及び気候関連開示）の公開草案を公表した（本年末までに最終化予定）。

また、日本においても本 DWG 報告後の本年 7 月に公益財団法人財務会計基準機構(FASF)傘下にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設立されています。

このような国内外の状況を踏まえ、有価証券報告書における開示、国内の体制整備（国際的な意見発信や開示の個別項目の検討）及び任意開示の促進に関して提言しています。

このうち、有価証券報告書における開示に関して、次のような提言をしています。

・サステナビリティ情報を一体的に提供する枠組みとして独立した「記載欄」を創設する。  
・「記載欄」に開示する内容として、TCFD フレームワーク、ISSB 公開草案と統合的な「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の 4 つの構成要素に基づく開示が適切と考えられる。

・ただし、企業負担の観点から、「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業が開示、「戦略」、「指標と目標」は開示が望ましいものの、各企業が重要性を判断して開示する。

## 2. 気候変動対応

気候変動対応に関する開示を巡る状況として次を指摘しています。

・ISSB が本年 3 月に公表した気候関連開示基準の公開草案は、TCFD のフレームワークの 4 つの構成要素を踏襲しつつ、TCFD の推奨開示項目に一部追加又は詳細化したものとなっており、業種別指標も示している。

・米国において証券取引委員会（SEC）が、本年 3 月、気候関連開示を義務化する内容の規則案を公表し、市中協議を開始した。本年中に規則を最終化し、企業規模等に応じて 2023 会計年度から 2025 年会計年度に適用予定となっている。このほか、英国では気候変動関連の開示制度が本年 4 月 6 日以降に開始する会計年度から適用され、また、欧州では大企業は 2023 会計年度、上場中小企業は 2026 会計年度から適用予定とされており、諸外国の当局において気候変動関連開示の議論が進展している。

このような状況において、日本としては ISSB の基準策定の策定に積極的に関与し、日本の意見が取り込まれることを目指すことが望ましく、その後、SSBJ における迅速な具体的開示内容の検討が期待されるとしています。

また、有価証券報告書の開示に関しては、現時点として、次のような提言をしています。

・有価証券報告書のサステナビリティ情報の記載欄にて、企業が業態や経営環境等を踏まえ、気候変動対応が重要であると判断する場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の枠で開示する。

なお、気候変動に関する指標として確立しつつある温室効果ガス排出量に関しては、各企業の重要性の判断を前提としつつ、開示されることが期待されるとしています。

### 3. 人的資本、多様性

人的資本や多様性については、近年、機関投資家において着目され、多くのサステナビリティ開示のフレームワークで開示項目となっていることや、米国で2020年に行われたSEC規則の改正により多様性に関する取り組みを含めた人的資本の情報開示が進んでいることを踏まえ、次の対応を提言しています。

- ・人材育成方針（多様性の確保を含む）や社内環境整備方針を有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」の開示項目とする。

- ・上記方針と統合的で測定可能な指標の設定、その目標及び進捗状況について、同「指標と目標」の開示項目とする（具体的な指標については、まずは企業が判断することになるが、将来的には比較可能性の観点からSSBJに検討を委ねることも考えられる、としている。）。

- ・女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差について、有価証券報告書の「従業員の状況」の中の開示項目とする（なお、この点については、企業負担等の観点から、他の法律の定義や枠組みに従ったものとすることに留意すべきとし、また、女性活躍推進法、育児・介護休業法等他の法律の枠組みでこれらの項目の公表を行っていない企業についても、有価証券報告書で開示することが望ましい、としている。）。

### 4. 今後の課題

今後の課題として、SSBJの役割の明確化、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスのサポートに関する課題のほか、開示されるサステナビリティ情報に対する第三者による保証など信頼性確保の方法について、中期的に重要な課題として検討を進めていく必要があるなどとしています。

以上